

中間検査のお知らせ

建築基準法第7条の3、平成19年5月18日東京都告示第765号

建築主・工事監理者・施工者の方へ

建築物の検査時期(下枠内参照)になりましたら、中間検査の申請をしてください。申請書の受付から4日以内に現地検査を行います。

※検査を円滑に実施するため、検査の予約をお願いしております。(注意事項参照)

対象となる建築物

- ※ 新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造及び規模のもの
 - 地階を除く階数が3以上のもの
 - 地階を含む階数が3階以上の共同住宅

建築物の検査時期（特定工程）

- 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- 鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取り付け工事
- 木造にあつては、屋根工事
- 1万平方メートルを超える建築物にあつては、基礎の配筋工事が追加されます
- 地階を含む階数が3階以上の共同住宅については、構造担当に確認して下さい

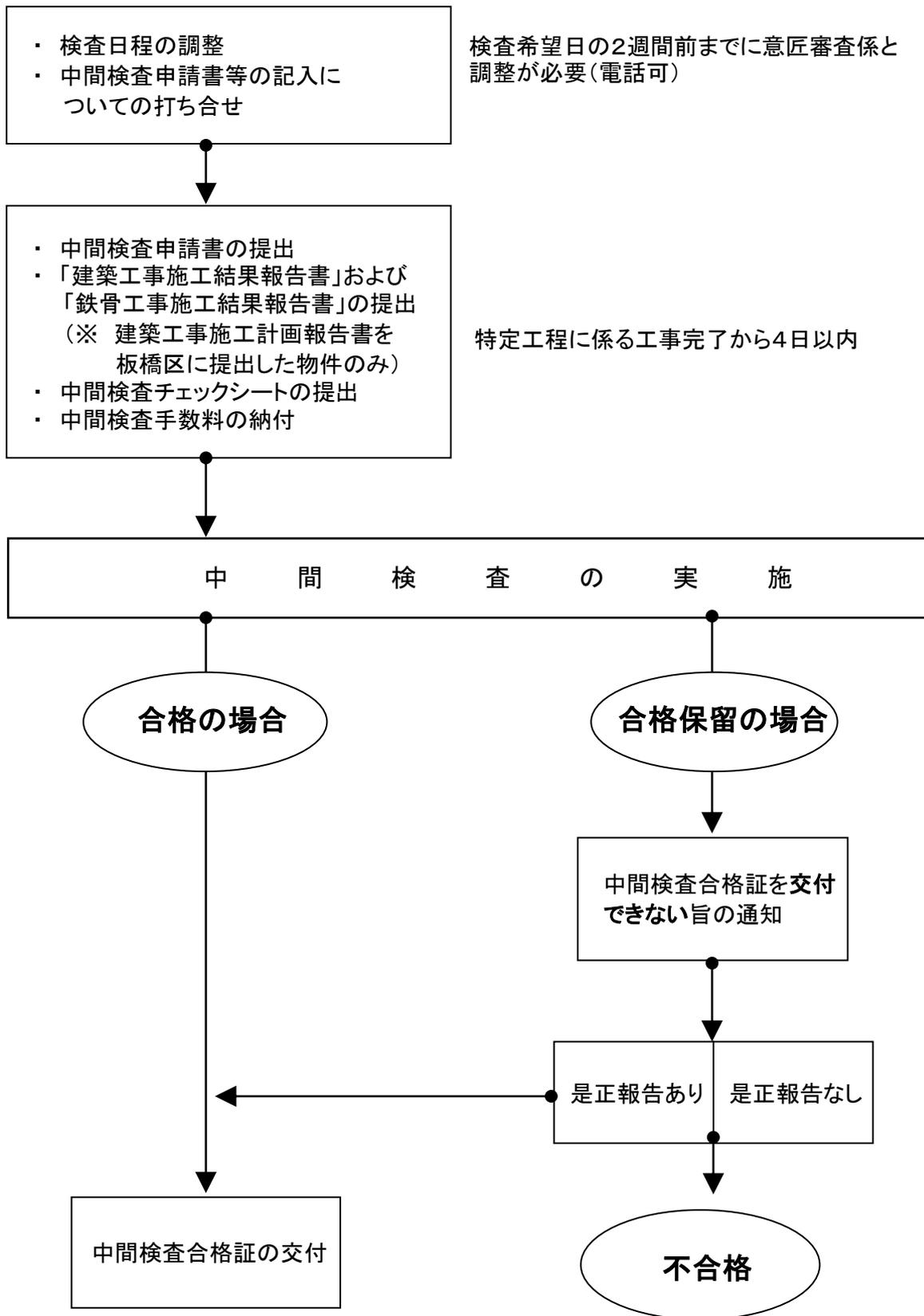
注意事項

- ◆ 検査を円滑に実施するため、**中間検査の日程については、検査希望日の2週間前までに、意匠審査係と調整するよう**お願いいたします。(予約を付けております。電話可)
- ◆ **中間検査前に、「建築工事施工結果報告書」「鉄骨工事施工結果報告書」**を構造審査係宛てにご提出ください。(対象は、建築工事施工計画報告書を板橋区に提出した物件)
- ◆ **中間検査チェックシートに必要事項を記入し、申請書と同時に提出して下さい。**
- ◆ 中間検査には、**工事監理者が立会うよう**お願いします。
- ◆ 検査を受ける前に、工事監理者が検査を行い、必要な手直しを行って下さい。
- ◆ 中間検査は、工事中の建築物とその敷地のすべてが検査対象となっているため、特定工程の部分だけでなく、それ以前の工程である基礎工事に関することや、建物の配置や敷地境界等についても検査の対象となります。そのため、以下の準備をお願いします。

- 境界線の明示(仮杭や水系、逃げ寸法)や設計地盤の高さの確認
- 基礎及び1階等の施工写真や関係資料の整理
- 検査時に提出する書類一覧のうち、中間検査時に報告できる部分の書類

- ◆ 検査の予約から合格までの流れと中間検査手数料については裏面をご覧ください。

中間検査の事務フロー



床面積の合計 (㎡)		30 超	100超	200超	500超	1,000超	2,000超	10,000超	50,000超
	~30	~100	~200	~500	~1,000	~2,000	~10,000	~50,000	~
手数料 (円)	9,900	11,000	15,000	21,000	34,000	46,000	104,000	167,000	341,000

※ 平成21年4月1日現在(最新の手数料についてはお問合せください)